

代理人による自主返納

代理人の範囲

1. 親族
2. 介護施設等の管理者

代理人が本人に代わって運転免許の自主返納を申請する場合、下記の書類等が必要です

- ◎ 取消申請書（警察署にあります）
- ◎ 自主返納する本人の運転免許証（有効期間が満了していないもの）
- ◎ 委任状兼承諾書（申請者本人が自筆で記載してください）
- ◎ 代理人誓約書（代理人が自筆で記載してください）
- ◎ 代理人が親族の場合は本人との関係がわかる住民票の写し（コピー不可）
又は、戸籍謄本の写し（コピー不可）
- ◎ 本人が介護施設等に入居している場合は介護施設等に入居していることを証明する書類
- ◎ 代理人が介護施設等の管理者の場合は介護施設等の管理者であることを証明する書類を提出又は提示
- ◎ 代理人の（※）本人確認書類

※本人確認書類とはご本人であることを確認できる書類（下記①又は②のいずれか一方）

① 顔写真付きの身分証明書

（パスポート、マイナンバーカード（通知カードは除く）、住民基本台帳カード、在留カード、学生証、社員証、各種免許証等）

② 顔写真付きでない場合は複数点

（健康保険証、個人番号が印字されていない住民票の写し（コピー不可）、クレジットカード、キャッシュカード、預金通帳、年金手帳等）

【運転経歴証明書を発行する場合】

- ◎ 申請者本人の写真（縦 3cm、横 2.4cm、背景なし）